

国際関連情報 Report from GPF

世界作成者フォーラム (GPF) の活動状況

世界作成者フォーラム委員
三井物産(株) 経理部会計基準室次長

いしぐろ てつじろう
石黒 徹次郎

はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) のオフィスにおいて世界作成者フォーラム (Global Preparer's Forum、以下「GPF」という。) が2012年3月12日に開催された。日本からは、メンバーである山田浩史パナソニック株式会社理事東京支社経理グループグループマネージャー及び筆者が参加した。

GPF は、IASB が定期的に作成者の意見を直接的に聞く場を設けたいという趣旨で2007年末から年に3回の頻度で開催されている。

メンバーは各社、各国、各地域などの出身母体の意見も参考にしつつ発言するが、基本的に個人資格での参加となり、コメントは個人のものとして扱われる。

GPF は、各回 IASB より提示されたテーマに関し IASB へインプット及び意見交換をするもので、その場で回答やコンセンサスを得ようというものではない。

本稿では、今回の GPF で取り上げられた以下のテーマに関するメンバーからの主なコメントについて紹介する。

- アジェンダ・コンサルテーションフィードバック (Agenda consultation feedback)
- 適用後レビュー (Post implementation re-

view)

- 国際財務報告基準解釈指針委員会 (IFRS Interpretation Committee)
- 開示フレームワーク (Disclosure framework)
- リース (Lease project update)
- 収益 (Revenue project feedback)

* 会議資料及び録音は以下から入手可能

<http://www.ifrs.org/Meetings/GPF/meetingMar2012.htm>

アジェンダ・コンサルテーションフィードバック

IASB スタッフからアジェンダ・コンサルテーションに対して提出されたコメント内容について説明があった。それに対する GPF メンバーの主なコメントは以下のとおりである (Agenda paper 2)。

【高品質な財務諸表】

- 高品質とは何か。定義するのは難しいが、会計処理の結果が、専門的な教育を受けた人にも納得がいけないもの (does not make sense) であれば、高品質とはいえない。例えば IFRS 第3号 (企業結合) は概念的には問題ないのかもしれないが、偶発対価や支配継続時の非支配株主との取引など納得いかな

い部分がある。また、未実現利益に係る税効果など、概念フレームワークに沿っているからといって正しいとは一概にいけないケースもある。繰延税金などは根本から考え直し抜本的な改善を行う必要があるのかもしれない。

- 英語を母国語としない国々が国際財務報告基準 (IFRS) の適用を進めていくことになるので、基準は明確でシンプルな英語で書くべき。英国人の私でも簡単に理解できない文章がある。

【基準開発における戦略】

- 戦術的思考 (Tactical thinking) と戦略的思考 (Strategic thinking) は使い分けるべき。個別論点を解決する目的であれば戦術的思考でもよいが、他基準との関連性や概念フレームワークとの関係、財務諸表の改善という観点から長期的な視野に立ち、戦略的に考える必要もある。
- 業績指標の開発については、純利益及びその他包括利益の定義の開発であれば賛成するが、財務諸表表示プロジェクト (キャッシュ・フロー計算書の直接法、財務諸表の一体性など) の再開であれば反対である。財務諸表表示プロジェクトは中止すべきと考える。

適用後レビュー

IASB スタッフから IFRS 第 8 号セグメント情報の適用後レビューに関する説明があった。それに対する GPF メンバーの主なコメントは以下のとおりである (Agenda paper 3)。

【適用後レビューの目的】

- 適用後レビューの第一の目的は、新しい基準が財務報告を改善したのかをリサーチすることだと考える。例えば米国の Fin 第 48 号な

どは、利用者に聞いたところ将来キャッシュ・フロー予測の改善に全くなっていないという。これでは何のための新ルールなのか疑問が残る。

【IFRS 第 8 号の問題】

- 経営者が使っている指標が必ずしも全部開示されていない (できない) 場合がある。しかも開示していない指標が、経営者が重要視しているものである場合も多い。また、経営者が利用している指標が Pure IFRS 数値ではない場合がある (例えば経営者は予算為替レートで換算したセグメント情報をみているなど)。セグメントの括りは経営者視点でよいと思うが、開示される数値は Pure IFRS がよいのではないか。
- 利用者の一部は、開示されているセグメントが、本当に経営者が利用しているセグメントを反映しているのか疑問だと感じているとのことだが、レポートセグメント決定の際の集約・量的基準は非常に細かくルール化されており、必ずしも経営者が経営に利用している括りでセグメント情報を開示できているとは限らないことも理解いただきたい。

国際財務報告基準解釈指針委員会 (IFRS 解釈指針委員会)

- IFRS 解釈指針委員会委員長からコミュニケーション及び Rejection notice の扱いに関する課題認識の説明があった。それに対する GPF メンバーの主なコメントは以下のとおりである (Agenda paper 4)。

【Rejection notice】

- Rejection notice は一種の決定事項であり、内容によっては企業の会計処理の変更に繋がるものなので、どのように伝達するかは非常に重要。基準が明確であるという理由から Reject したのであれば、何がどのように明

確であるのか説明すべきと考える。

- Rejection notice は結論が非常に簡潔に記載してあるのみで、Staff paper を読まないと問題の根本が理解できない場合がある。Rejection notice は IFRS のグリーンブックに残るが、Staff paper は残らないことを踏まえ、Rejection notice には十分な情報が記載されることが必要だと感じる。
- Rejection notice の位置づけは教育文書と同等又は少し上の位置づけにすべきであり、現行の IAS 第 8 号に記述されているような概念フレームワークより上の位置づけには違和感がある。

【アジェンダ要件】

- アジェンダ要件の 1 つである広範な (Wide-spread) の意味が明確ではない。例えば特定の国や業界に特有の問題であったら Reject されるのか。また、そのような理由で Reject されたものは、各国基準設定主体が独自の解釈を行ってよいと判断されたと考えてよいのか。
- (他の GPF メンバーから) IAS 第 19 号に関連して過去にあった話だが、英国 ASB が解釈 (案) を作成し、IASB 及び IFRS 解釈指針委員会に問題ないかの確認を取るという手続を取ったケースがあった。

開示フレームワーク

UK ASB スタッフから開示フレームワーク開発に係る取組みに関する説明があった。それに対する GPF メンバーの主なコメントは以下のとおりである。

【重要性】

- 企業が適切に重要性を判断及び適用できることが大事だと考える。現行 IFRS にも重要性の概念はあるが適用が難しい。また、監査人

への説明も困難である。フレームワーク開発においては重要性のより明確な説明と、どのように重要性を適用するのかのガイドラインが必要。また、重要性に応じて必須・推奨開示事項を区別することや、監査対象・監査非対象開示事項を区別するなど監査のレベルを変える、開示のタイミングを変えるなどの工夫も必要である。

- ここ 2、3 年の新しい基準は開示項目が非常に多い。重要性を明確にすることも大事であるが、重要性の確認のためには情報を収集する必要があり、作成者負担の軽減には不十分と感じる。基準内の絶対的開示量を減らすことが求められる。財務諸表内の開示量が多すぎてコミュニケーションに利用できていない。

【目的適合性】

- 目的適合性 (Relevance) とのバランスが重要。企業の事業の全体像 (Big picture) がみえる開示であるべき。列挙されている開示項目全てを必須とするのではなく、開示の目的を明確にし、その目的に沿った開示項目を企業が選択できる形とするべき。
- 利用者に必要かと聞けば、当然必要だと答えるであろう。その中で必要 (Need) とあったらよい (Like to have) の違いは明確にすべきと考える。企業で重要性や目的適合性を判断するためにも、開示がなぜ必要なのか、どのように利用されているのかを知る必要がある。

開示フレームワークを開発した効果を測定する必要がある。どのように測定するのか考える必要あり。

リース

IASB スタッフより借手のリース処理に関し

提案されている3つのアプローチの説明があった。それに対するGPFメンバーの主なコメントは以下のとおりである（Agenda paper 6）。

【アプローチ B】

- アプローチ B では使用権資産の償却が漸増するモデルとなっているが、漸増する償却を禁止するガイダンスがあったように思うがそれとの平仄は大丈夫か。

【アプローチ C】

- アプローチ C は実用的ではないと考える。また、概念的にも問題があると感じている。特にオペレーティングリースの多くの場合、借手にとって重要なのは月々のリース料がいくらかであり、その資産の何割を使用しているか、割引率は何パーセントかなどは問題ではなく、把握していない。

【複合モデル】

- 米国財務会計基準審議会（FASB）が支持しているアプローチ A と B のコンビネーションがよいと考える。ただしアプローチ B は各期の損益認識額がリース料の支払いパターンに影響を受けるため、昨年4月頃に検討されていた Financial と Non-financial に区別するアプローチを支持する。いずれにしるリースにはシンプルなモデルが必要。
- リース契約は本質的に異なる2種類の契約があると考え。1つは売買の代替となるもので、それに対してはアプローチ A で問題ないと考え。それ以外の現行のオペレーティングリースに該当する契約については、

コスト認識は定額であるべきだと考える。その理由は簡単で、売買ではないと考えているからである。したがって、個人的にはオンバランスもすべきではないと考えている。コスト認識は定額であるべきというコメントが多いようだが、その理由は何か、そのような契約の本質は何かを再確認する必要があると感じる。

収 益

- IASB スタッフから収益プロジェクトの進捗状況及び今後の計画に関する説明があった。それに対するGPFメンバーの主なコメントは以下のとおりである（Agenda paper 7）。

【開示要求】

- 提案されている収益認識基準では大幅に開示要求が増加することとなる。業種によって目的に適合した開示項目が異なるため、企業がその業種や業態を踏まえて開示内容を柔軟に選択できるようにすべきと考える。また、将来のアジェンダとして上がっている開示フレームワークの開発における議論や方向性（有効で効率的な開示など）を見越して収益の開示も検討することが必要。調整表の作成には大規模なシステム投資が必要となり、それに見合ったベネフィットがあるのか疑問を感じる。